

令和元年第7回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和元年8月28日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和元年9月2日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成30年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 平成30年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 平成30年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 平成30年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 平成30年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 平成30年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 平成30年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 平成30年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成30年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第13 議案第11号 平成30年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成30年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 辰野町森林環境譲与税基金設置条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和元年度塵芥車購入契約について
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 30 年度財政指標等の報告について
- 報告第 2 号 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 25 請願・陳情について

#### 7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	武 井 庄 治	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

#### 8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 7 番 樋 口 博 美

議席 第 8 番 池 田 睦 雄

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第 7 回辰野町議会 9 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

つづいて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 7 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。本日ここに第 7 回辰野町議会 9 月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。今年の夏は、来年の東京オリンピックの前哨戦となる、競泳、バドミントン、柔道等の世界大会が行われ、オリンピック代表の座を目指す選手たちの熱い戦いが繰り広げられました。また、第 71 回ほたる祭りのしめくくりとして 8 月 29 日に実行委員会総会が開催されました。主役のホタルは、幼虫の上陸数から成虫の発生数が心配されましたが、お祭り期間中に平均して目撃され、観蛍客の皆さんには喜ばれました。来年も実行委員会でも出された反省を生かし、「夏が始まる辰野から」のテーマのとおり近隣市町村の夏祭りの口火を切るにふさわしいほたる祭りにしていきたいと思えます。昨日は、総合防災訓練を実施いたしました。町内全域で、4,910 世帯、7,075 人の皆さんに参加していただき、安否確認、救急法訓練など真剣に取り組んでいただきました。また、上辰野区、赤羽区では避難所開設訓練を行いました。町においては迅速な行動が取れるように、災害対策本部設置訓練、情報収集訓練のほかにブラインド型訓練などを加えました。議会におかれましても、議会災害対策本部設置訓練を行い、情報収集に努めていただきました。地域における防災力の向上を再認識していただく機会となったことと思えます。今年度も家庭用備蓄品セットの配布事業に取り組

みました。引き続き、地域コミュニティの調整を図りながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

さて、経済状況を見ますと、4月から6月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で前年比0.4%増。このペースが一年間続くと仮定した年率換算は1.8%となり改元や10連休の効果で個人消費が回復し、三、四半期連続のプラス成長となりました。しかし、米中貿易摩擦の激化や最近の円高、10月の消費税増税といった逆風が重なり、2019年後半は成長減速が避けられそうにない情勢のようで、引き続き経済動向には注視していきたいと思えます。いよいよ令和元年度も後半へ進んでまいります。今年度の重点プロジェクトの主な進捗状況ですが、まず、人口減少対策で昨年度、繰越事業として対応しました、小中学校の空調設備設置関係は、夏休み明けの2学期から全ての学校で試運転できる状況となり、保育園の空調設備設置、辰野西学童クラブ新築工事も順調に進捗しております。次に、道路対策では、社会資本整備総合交付金を活用した幹線道路である小横川線、また、城前線の歩道改良工事、オリンパス西側舗装工事が施工中であります。また、道路行政の指針となる道路網計画策定業務を、プロポーザル方式により今後発注してまいります。続いて、産業振興対策では、企業誘致推進のための北沢東工場適地開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査も概ね5割が終了し、9月21日に一般見学会が行われる予定であります。

さて、決算議会といわれます今定例会にご提案申し上げます議案は、平成30年度一般会計を始め、議案第12号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で85億5,373万5,000円、歳出で80億3,873万1,000円となり繰越明許費を除く実質収支額は、3億9,087万4,000円の黒字決算となりました。また、全ての特別会計におきましても、黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持することができました。そのほか、条例の制定1件、条例の一部改正3件、令和元年度一般会計補正予算など補正予算3件、車両購入契約1件、人事案件1件の合わせて、21議案であります。また、報告事項といたしまして平成30年度財政指標等の報告など3件であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、第7回定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います

す。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 7 番、樋口博美議員、議席 8 番、池田睦雄議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る 8 月 28 日議会運営委員会を開催し、令和元年第 7 回辰野町議会 9 月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8 月 28 日辰野町告示第 31 号によって、辰野町長より 9 月定例会を 9 月 2 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、9 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

（事務局長朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 17 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号、平成 30 年度辰野町一般会計決算から、日程第 14、議案第 12 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計決算までの 12 件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

議案第 1 号、平成 30 年度辰野町一般会計決算から、議案第 12 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括申し上げます。

一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予

算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっております。今議会では、平成 30 年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより執行機関の事務の構成を確保するものであります。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○会計管理者

それでは、平成 30 年度一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要について説明申し上げます。説明に先立ちまして、決算書の訂正についてお願い申し上げます。決算書 3 ページ、歳入 22 項諸収入の訂正ですが、辰野町財務規則第 8 条の要領により、該当数字の全部に横線 2 条を引き、上部に数字を記し、認印を押印するところですが、議員皆様にお配りいたしました決算書につきましては、該当数字訂正で対応させていただきました。詳細につきましては、委員会審査の中でご報告いたします。保存いたします決算書につきましては、辰野町財務規則第 8 条の要領により訂正いたしますので、ご了承ください。

改めまして、決算の概要についてご説明申し上げます。平成 30 年度も依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、中・長期的な視点から限られた財源の効率的、効果的な活用を図りました。特に、経費節減に努めながら、有利な交付金事業を活用し、予算の執行に努めてまいりました。

それでは、事前に配布してあります平成 30 年度、辰野町一般会計特別会計、決算説明、資料の 1 ページをご覧ください。こちらの資料になります。資料の 1 ページをご覧ください。平成 30 年度、一般会計決算総額ですが、歳入は前年度に比べ 5.6%減の 85 億 5,373 万 5,000 円、歳出は前年度に比べ、6.9%減の 80 億 3,873 万 1,000 円となりました。翌年度繰越金、繰越額は 5 億 1,500 万 4,000 円となりました。次に、基金運用状況ですが、財政調整基金などを中心に平成 30 年度中に 7,408 万円を積み立て、4,848 万 4,000 円の取り崩しを行い、基金年度末残高は、辰野町土地開発基金を含む基金総額 33 億 2,185 万 3,000 円となりました。

次に、歳出について特徴的な項目を説明申し上げます。総務費は、総額 9 億 6,994 万 5,000 円となりました。企画費は、ふるさと辰野寄付金謝礼 3,031 万 3,000 円、地

域おこし協力隊及び集落支援員関係費、たつのパークホテル館内壁紙改修工事 1,188 万円、上伊那広域連合負担金、協働のまちづくり支援金補助金等が主なものでございます。移住定住促進事務は、定住促進空き家改修費等補助金 908 万 2,000 円や二地域居住者向けコンパクト住宅設備に関わる工事費及び備品費 108 万 6,000 円の支払いが主なものでございます。たつの未来館運営事業は、地域おこし協力隊費、たつの未来館の維持管理運営に係る経費・備品購入費が主なものでございます。防災事業費は、非常時持ち出し品セット斡旋、防災行政無線保守点検委託料、崩壊危険箇所抽出業務委託料、避難所防災倉庫設備工事費、下辰野店舗兼住宅解体撤収工事費、空き家等解体工事補助金等が主なものでございます。次に、4 ページをご覧ください。地方創生推進交付金事業費は、ほたるのまちづくり推進プラン作成業務委託料、実践型インターンシップ業務委託料、若者交流事業委託料、イルミネーションイベント負担金が、主なものでございます。賦課徴収費は、所得税確定申告及び住民税申告時期の給報整理のための一般職非常勤職員の人件費、及び固定資産税の課税基礎資料整備委託料が主なものでございます。選挙費は、長野県知事選挙及び長野県県議会議員一般選挙に要した費用が主なものでございます。民生費は、総額 22 億 4,538 万 5,000 円の決算となりました。社会福祉総務費は、福祉タクシー扶助費 502 万 7,000 円、灯油購入券交付事業 655 万 3,000 円の事業を行いました。老人福祉費は、老人福祉センター指定管理のほか城南介護予防センター改修工事 2,628 万 1,000 円が、主なものでございます。次に 5 ページをご覧ください。保育所運営費は中央保育園改修工事費、町内保育園未満児室空調設備設置工事が主なものでございます。衛生費は、総額 9 億 7,564 万 1,000 円となりました。塵芥処理費は、可燃物、不燃物・資源物等の収集委託料関係費と上伊那広域連合、湖北行政組合への負担金、塵芥車の購入費等で 2 億 5,395 万 4,000 円を支払いました。次に 6 ページをご覧ください。農林水産業費は、総額 2 億 6,110 万 2,000 円の決算となりました。農業振興費では、地域おこし協力隊活動経費、町有害鳥獣駆除対策協議会補助金、郡鳥獣被害対策協議会負担金、地域食材加工設備等整備補助金、農業次世代人材投資事業交付金が主なものでございます。中山間地域等直接支払事業費は、10 地区の急・緩傾斜農地直接支払交付金 1,076 万 7,000 円の交付が主なものでございます。多面的機能支払交付金事業費は、15 地区 1,592 万 7,000 円を交付いたしました。林業費は、有害鳥獣捕獲報奨金、間伐材利用施設改修工事費、松枯損木処理委託料が主なものでございます。商工費は、総額 4 億 3,319 万 3,000 円

となりました。商工事業費は、町・県制度資金融資の保証料及び町制度資金の利子補給、商工会への各種事業への負担金・補助金、商工事業誘致及び振興補助金、商工業振興資金預託金などが主なものでございます。次に、7ページをご覧ください。労政費は、地域おこし協力隊活動費、インターンシップ活用促進事業補助金、各種団体負担金・補助金が主なものでございます。土木費は、総額10億1,099万9,000円の決算となりました。土木総務費では、人件費等経常経費、各種同盟会、協議会負担金、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金及び道路建設基金への積立金が主なものでございます。道路新設改良事業費は、町道1099号線宮木下町の拡幅改良工事費ほか町道11路線の改良工事費が、主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業は、町道1552号線ほか、北沢の請負工事費、町内道路橋梁定期点検委託料が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業繰越明許費は、町道61号線小横川の請負事業費が主なものでございます。道路舗装費は、町道1224号線、宮木中央高畑の舗装工事のほか町道18路線の舗装工事が主なものでございます。防衛施設周辺町道改良事業費は、町道215号線、小野の測量設計委託料が主なものでございます。都市計画総務費は、辰野駅前地区街なみ環境整備事業促進業務委託料などの委託費、公園施設長寿命化対策事業荒神山公園野球場整備工事の工事費及び下水道特別会計への繰出金を施行いたしました。消防費は、総額2億6,117万6,000円となりました。常備消防費では、消防小型ポンプ積載車929万8,000円を購入いたしました。ほか消火栓新設・改良工事などを施工いたしました。次に、8ページをご覧ください。教育費は、総額11億706万3,000円の決算となりました。教育委員会費は、学校施設長寿命化計画策定支援業務委託料、辰野西学童クラブ建設工事設計業務委託料などです。各小学校の工事請負費では、辰野西小学校1、2年生トイレ改修工事費や、辰野東小学校物置設置工事費、辰野中学校第二体育館改修工事を施工いたしました。公有財産購入費は、辰野東小学校用地購入費でございます。小中学校空調設備事業費は、小中学校空調設備工事設計委託料でございます。中学校費は、辰野中学校普通特別教室棟大規模改修工事2億1,548万1,000円を施工いたしました。公民館費は、生涯学習と子育て支援の一環として行う、各種教室・講座の費用、分館の活動交付金、赤羽コミュニティセンター改修工事補助金が主なものでございます。文化財保護費は、小野シダレグリ自生地保存管理計画策定委託及び辰野町資料印刷費、文化財マップ印刷費など、町内の文化財保護、調査に係わる経費が主なものでございます。町民会館管理運営費



は、町民会館の維持管理・運営に係わる経費、エントランスホール空調設備改修工事、トイレ排水改修工事及びカテリーナ バンドゥーラ リサイクルを初めとする自主事業が主なものでございます。次に、9 ページをご覧ください。災害復旧費は、総額 341 万 9,000 円となりました。現年災町単災害復旧事業費は、町道 14 号線唐木沢及び町道 1166 号線上辰野の災害復旧請負工事が主なものです。公債費は、総額 6 億 7,682 万 7,000 円の決算となりました。内訳は、起債元金が 6 億 6,173 万 8,000 円、起債利子 1,508 万 9,000 円でございます。

次に、特別会計決算について、ご説明いたします。10 ページをご覧ください。上水道事業会計は、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新及び耐震化を計画的に進めてまいりました。平成 30 年度は、平成 29 年度からの繰越事業である藤沢水源整備事業及び県道与地辰野線配水管布設工事を実施いたしました。また、中の橋地区における配水管拡張工事では、配水管を拡張し該当地区を上水道に統合いたしました。老朽施設等の更新工事では、各種ポンプ等の更新、製作工事を実施し、水道水の安定供給に努めてまいりました。

簡易水道特別会計では、簡易水道の水道管理の徹底と水源施設の維持管理に注意を払ってまいりました。主なものに水質検査等の経常経費と、令和 2 年度からの企業会計に移行に向け、各簡易水道にかかる繰越金を清算いたしました。

11 ページをご覧ください。公共下水道特別会計は、辰野水処理センターなどの施設の維持管理と、施設のストックマネジメント事業を進めてまいりました。平成 30 年度末の水洗化率は 93.7%となりました。主な事業では、辰野水処理センター及び辰野・平出中継ポンプ場の再構築基本設計業務委託や、羽北地区の県道与地辰野線下水道管布設工事を実施いたしました。

特定環境保全公共下水道特別会計では、小野水処理センターなどの施設の維持管理と、小野水処理センターの耐震化を進めてまいりました。平成 30 年度末の水洗化率は、93.3%となりました。計画に従い、水処理センターなどの施設の維持管理を実施いたしました。

農業集落排水処理施設特別会計は、5 施設の維持管理を進め、平成 30 年度末の水洗化率は、96.2%となりました。次に、12 ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計は、地域住民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を果たし、高齢化や医療技術の高度化等に伴う医療費の増加による財政運営の悪化に対応

してまいりました。平成30年度から県と町が共同保険者として、辰野町国民保険の運営を行っております。県は、財政運営など中心的な役割を担い、町はこれまでどおり地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うことになっております。保険予防活動や地域医療の適正化、保険税収納対策など、国保財源の安定的な運営に努めてまいりました。

診療所特別会計は、第一診療所と川島診療所の運営経費で、それぞれ週一回午後の診察を行いました。患者数の減少、施設の老朽化等、両診療所の今後の運営について引き続き検討が必要です。13ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計は、高齢化が急速に進展していく中、本年度が持続可能で安定した保険財政運営となるよう制度の段階的な見直しが行われております。国や県との連携を図りながら、丁寧な説明窓口対応に努めてまいりました。

町立辰野病院事業会計では、院内の体制が大きく変わり、県からの内科医師の派遣や、11年ぶりの常勤小児科医師の確保、また、新たに神経内科の診療も行えるようになりました。院長の指揮下、病院の存続に向けて職員の意識改革も着実に進捗いたしました。医療を取り巻く情勢は、変換期の時を迎えております。医師不足が解消される見込みも難しく当病院規模では、今後ますます厳しい状況が予想される場所ですが、一層の経営改善に努め、信頼される病院を目指してまいります。次に、14ページをご覧ください。

地域情報告知システム特別会計は、運用を開始して7年が経過いたしました。歳入は、使用料及び手数料が主なものでございます。歳出では、告知システム賃借料、備品購入費、データ通信料の支払い等が主なものでございます。

介護保険特別会計では、訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設などで受ける施設サービスを合わせ、24,856件の利用がありました。また、要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、地域支援総合事業を継続してまいりました。

以上、一般会計と9つの特別会計、2つの企業会計、合わせて12会計について決算の概要を説明させていただきました。平成30年度に計画いたしました数々の事業が、概ね完成することができました。これもひとえに、町議会を初め、町民各位のご理解とご協力の賜物と心から敬意と感謝を申し上げ、概要説明といたします。内容等ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

続いて、三澤代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（三澤）

それでは、平成30年度辰野町一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査の結果について、ご報告をいたします。お手元の審査意見書に沿って主な点について報告いたします。

まず、一般会計、特別会計意見書の1ページをお開ください。令和元年7月29日から8月5日にかけて、役場会議室におきまして平成30年度の一般会計、特別会計9会計の書類につきまして、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、合わせて検討を加えました。また、8月5日午後には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか矢ヶ崎紀男監査委員と共に審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は、一部修正はありましたが、誤りのないものと認められました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まず、ご報告を申し上げます。

続きまして、審査の意見の概要を申し上げます。2ページの表の1をお願いいたします。平成30年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄になりますが、単位は百万円単位で申し上げます。歳入総額、141億4,200万円、歳出総額、134億6,600万円、前年対比では、歳入で7.0%、歳出で8.0%の減額となりました。実質収支は、5億5,100万円であります。これは、人口2万人弱の当町に照らし、妥当な決算規模であると考えられます。このうち一般会計決算額は、歳入総額85億5,400万円、歳出総額80億3,900万円、実質収支額は、3億9,100万円の黒字決算でありました。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか8会計で、歳入総額55億8,800万円、歳出総額54億2,800万円、実質収支は1億6,000万円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に、3ページの表の2をお願いいたします。

ここからは、数字は1,000円単位で申し上げます。一般会計の歳入状況であります。歳入の柱である町税は、対前年比2.1%、5,288万6,000円の増額となりましたが、県支出金、国庫支出金、分担金及び負担金などが減額、全体では昨年より5億276万9,000円、5.6%の減収となっております。次に、5ページの表、町税決算表をお願

いたします。町税の内訳でございます。一番下の合計欄ですが、町税全体の収入決算額は、25億3,496万円で、たばこ税、都市計画税、及び入湯税以外は、増額となりました。続いて、6ページの表の5、町税等の収入、収入未済額表をお願いいたします。これは、収納率の関係でございます。町税の現年度課税分、表の上から2行目になります。収入済額は、25億1,835万2,000円で、対前年5,954万3,000円の増となりました。収納率では、99.4%で、前年より改善しております。徴収体制は、良好であると評価いたします。また、町税全体の収入未済額は、一番上の行になりますが、5,076万7,000円で、対前年310万4,000円の減となっております。金額は、年々改善されております。また、不納欠損額は、255万5,000円となっております。法令等に基づいて適正な調査と処理を行った結果と思われ。少しでも、不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税負担の公平性を見地から、引き続き収入未済額の縮小に最善の努力をお願いするものであります。7ページの表6をお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。予算の執行状況であります。合計欄をお願いいたします。予算額、89億1,863万1,000円に対し、支出額80億3,873万1,000円で執行率90.1%となっております。歳出総額では、事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年を6.9%、5億9,371万6,000円下回りました。経費については、職員の意識改革や効率的、効果的な考え方が浸透していると考えられます。今後とも各事業は、実態に照らし、その適正規模について十分検討し、最小の経費で最大の効果が上がるよう、企画から実施まで最大限の努力を要望いたします。

次に、基金の関係です。11ページ、表の7、8、基金の運用状況表を合わせてご覧ください。一般会計の基金であります。先ほど会計管理者からも発表がありましたとおりですね、表の7の合計欄をお願いいたします。合わせて、4,844万4,000円の取り崩しがあったものの、17の基金にて7,048万円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、33億2,185万3,000円となり、特別会計を含む基金残高は、41億3,277万円となりました。設置の目的に沿い、適切な運営がされていると認めます。

次に、13ページ、表の12主要財務指標をお願いいたします。一般会計の財政の構造、構成からみた指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は79.8%と前年より1.1ポイント下がり、改善されました。町税の増額や経常的経費の減額が要因と考えられます。今後も、なお一層の経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ち

なみに町村では、70%程度に収まることが妥当とされております。財政力指数は0.48で、前年より0.01ポイント上がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものでございます。

次に、14ページをお願いします。特別会計であります。計数は冒頭、表1で見てください。それぞれの概要につきましては、14ページ、15ページをご確認ください。それぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また、事業の内容、動向も合わせ独立採算の原理に基づく経営を要請するところであります。

次に、16ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月5日審査いたしました。暫定値ではありますが、いずれも適正に作成されているものと認めました。17ページの表13、健全化判断比率表をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質公債費比率は8.9%と前年より0.1ポイント上昇しました。将来を見据えた積極的な財政運営の成果で、結果であると思われま。将来負担比率は、12.8%と大幅に改善されました。早期健全化基準が350%ということですので、健全の範囲内と思われま。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検証し、厳しい財政の中でも将来人口規模を見据えたまちづくりに向け、必要な布石は打っておいていただきたいと思います。

続いて、別冊の公営企業会計をお願いいたします。1ページをお願いします。公営企業会計決算についてであります。7月30日と8月2日役場会議室及び辰野病院において、矢ヶ崎紀男監査委員とともに辰野町上水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を、審査いたしました。審査の結果であります。計数は正確であり適切な運営がされておりました。で、初めに、14ページ一番後ろになりますが、14ページの表の14、資金不足率をお願いいたします。企業会計、特別会計において、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか審査いたしました。いずれも、適正に作成されているものと認められました。その結果、いずれの会計とも資金不足はなく、該当なしということでございますので、ご報告申し上げます。戻っていただきまして、2ページ、3ページからご報告申し上げます。上水道事業会計です。収入の主なものが、給水収益であります。年々給水人口は減り続けています。しかし、今期も漏水調査を行い漏水箇所の修理を行ったため、有収率は改善されています。5ページの表の5をお願いします。総収益は、

前年比 2.3%減額、総費用も減額となった結果、4,040万6,000円の経常利益が生じ、黒字決算となりました。健全経営の継続を評価いたします。6ページ、表の6、上水道未収金をお願いいたします。水道使用料金の未収金については、現年度は増加しましたが、過年度分は減少しました。全体では、年々減少傾向にあり改善が見られています。過去から様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識を変化させているものと思います。今後も、新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と収入確保に、なお一層心がけていただきたいと思います。上水道事業は、今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新、耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業があります。これらを、積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コスト縮減により、安全でおいしい水を安価で供給するため、更なる努力を望むものであります。

次に、7ページをお願いいたします。表の7、8をお願いいたします。町立辰野病院事業について申し上げます。新病院開院から6年半経過し、現在も医師不足により厳しい運営が続いております。新病院開院時から減り続けた外来患者の減少はようやく止まりましたが、平成25年と比べ7,000人少ない状況となっております。入院患者を合わせた全体でも、当時と比べ2,000人余りの減少となっております。ただし、増加の兆しがありますので、今後に期待するところが大きいと思っております。次に、決算状況であります。総収益は21億414万8,000円と対前年度、2.2%の減収となりましたが、総費用の減少もあり777万4,000円の黒字になりました。ただし、この総収益の中には、町の一般会計などから4億7,700万円の繰り入れが含まれており、これにより本業の不足部分を補っております。10ページの表の11に、詳細な収支内容がありますのでご確認ください。また、11ページ表の12にはですね、費用の詳細がありますので、これも併せてご確認ください。院長の指揮の下、改革プロジェクトの効果が見え始めています。今後も必要な医療を、安定的かつ継続的に提供するため、更なる職員の意識改革を期待しております。次に、表13をお願いいたします。医業未収金については、現年度、過年度分とも減少いたしました。今後も、早期対応することや院内の連携、徴収体制の工夫により増やさないよう、努力されることを望みます。医療情勢は大きく変換のときを迎え、自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあります。病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、同時に院内改革を推し進めて経営基盤の強化を図り、安定的でより質の高い医療サービスの提供を要望いたします。

以上、平成 30 年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類に基づいて精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され会計経理は正確と認め、意見といたします。

○議長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総合的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案は、お配りしてあります。各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

日程第 15、議案第 13 号、辰野町森林環境譲与税基金設置条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第 13 号、辰野町森林環境譲与税基金設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。この条例は、森林環境譲与税の交付が開始されることに伴い、町の森林整備等に必要な経費の財源を、維持管理していくための基金として積み立てるための条例を制定したいとするものであります。第 1 条には設置について、第 2 条は基金の原資と積立額について、第 3 条は基金の管理について、第 4 条は基金の運用から生じる収益と、事業により発生する収益の処理について、第 5 条は基金の処分について、また、この基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定めるとするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総合的な問題につ

いて質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、総務産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16、議案第14号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成31年4月17日に、住民基本台帳法施行例の一部を改正する政令が公布された、上位法の改正に伴うものであります。令和元年11月5日から住民票への旧氏、旧氏とは旧姓あるいは古い名字のことを指しますが、旧氏の記載が可能になることに伴い、印鑑登録事務処理要領の一部を改正も同日付で実施されることから、所用の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。この改正により住民票に、旧氏の記載がある方については旧氏での印鑑登録が可能になり、印鑑証明書に旧氏の記載がされます。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにとの類似の閣議決定等を踏まえ行われたものでございます。これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記して公称することができるようになりました。旧氏を契約など様々な場面で活用することや、就職や職場での身分証明等に資することができると思われれます。

それでは、お手元の辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。第2条第1項の改正は、辰野町の住民基本台帳を辰野町が備える住民基本台帳に変更し、台帳の所在・管理を明らかにする条文整備でございます。



ます。第5条第2項第1号及び2号の改正は、登録できる印鑑に旧氏の印鑑を加えるものでございます。第6条第1項第3号の改正は、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるものであります。また、同条第3項として、町が備えるシステムにより登録事項を調整することができる旨を明らかにした条文を追加し、整備いたしました。第9条第3項は、条文整備の要領の改正でございます。第10条第1項第1号の改正は、印鑑登録証明書の記載する事項に旧氏を加えるものであります。第13条の第1項の改正は、印鑑登録の抹消事由の氏名の変更に旧氏の変更を加えるものでございます。施行期日は、令和元年11月5日です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案14号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第15号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、幼児教育・保育施設の3歳以上の利用者負担を無償とするとともに、幼児教育・保育施策の一体的な見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。第1条、辰野町特定教育・保育施設及び特定地



要綱を添付しますので、ご確認ください。参考資料の最初のページにありますとおり、3号認定の階層区分の2で、市町村民税課税世帯であれば従来のひとり親世帯等に該当しなくとも無償とさせていただいております。

先ほどの、新旧対照表に戻りますが、第4条では支給認定子どもを、教育・保育給付認定子どもを改める等の用語の整理を行うとともに、条例第5条、保育料の通知、第6条、中途入園・退園児童に係る保育料についても規則で定めることとしまして、条文を削りました。施行日は、令和元年10月1日であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号につきましては、会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、福祉教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18、議案第16号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第16号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明を申し上げます。たつの未来館のオリンピック種目にもなりました、3×3（スリーバイスリー）バスケットコートを設置し使用するためと、辰野西小学校あおぞら体育館を社会体育施設として開放するにあたり、使用料を定めるものと、辰野町民会館の付属設備器具の見直しによる使用料の変更のための条例の一部を改正するものでございます。辰野町使用料条例の一部を、次のように改正します。

まず、1ページ目をご覧ください。別表のたつの未来館多目的スタジオ1の前に、2

ページ目をご覧ください。バスケットボールコートの使用料を加えるものでございます。続いて、西小の後に、西小のあおぞら体育館使用料を加えるものでございます。また、辰野町民会館の使用料の備考の5でございしますが、「ホールの使用料には基本的な舞台、照明、音響使用料を含む。」を「付属設備器具使用料については、辰野町民会館条例施行規則に定める。」に、改めるものでございます。施行日は、令和元年10月1日でございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、総務産業常任委員会に付託することに決定しました。ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は、11時30分、11時30分といたしますので、時間までにご入場お願いいたします。

休憩開始 11時 16分

再開時間 11時 30分

○議 長

再開いたします。日程第19、議案第17号、令和元年度辰野町一般会計補正予算、(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和元年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、町税等過誤納還付に係る償還金、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る事業費、辰野町商工業誘致及び振興補助金、町道舗装にかかる工事費、

定住促進奨励金、幼児教育・保育無償化に係る補助金、小中学校施設改修に係る事業費、町民会館修繕費の追加などの補正予算であります。補正総額は、8,513万5,000円の増額で、予算総額は88億8,017万円となる補正予算であります。

以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、幼児教育・保育無償化に係る地方特例交付金の増額を初め、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債の増額と、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減額であります。歳出につきましては、総務費では、法人住民税確定申告等による還付額増額により不足が見込まれる償還金、公用車購入費、空き家等の建物除去等補助金の追加などが主なものであります。民生費では、高齢者自立支援住宅修繕料、保育園のAEDリース料の追加などが主な内容です。農林水産業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業の計画認定に伴う、ため池、ハザードマップ作成のための委託料、かやぶきの館施設管理に係る修繕料の追加が主なものであります。商工費では、申請額の増加による商工業誘致及び振興補助金の追加です。土木費では、定住促進のための補助金、住宅新築購入者が対象の定住促進奨励金、唐木沢地区の水源へ向かう町道の舗装に係る工事費の追加、公営施設長寿命化対策工事に係る費用の追加、減額が主なものであります。教育費では、補助金の交付内示による辰野西小学校と、東小学校トイレ改修工事、辰野中学校第2体育館改修工事に係る設計委託料と町民会館の外壁修理に係る修繕費の追加が、主なものであります。消防費では、消防団員の退職に掛かる報償金、消火栓新設に掛かる工事費の追加が、主なものであります。地方債補正につきましては、消防ポンプ車購入費と町民会館ホール空調設備改修工事の起債対象経費増による借入額の増額、社会資本整備総合交付金事業に係る起債について、事業の採択により防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を新たに追加し、これに伴い、公共事業等債を減額変更するものであります。

以上のとおり、補正予算の概要を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

日程第20、議案第18号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 18 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,496 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 2,445 万 7,000 円とするものです。内容につきましては、6 ページをご覧ください。歳入についてです。繰越金を、前年度繰越金の確定により、3,496 万 7,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。歳出についてです。一般管理費では、国保総合システム機器更新に伴う保険者利用の端末の入れ替え等に要する費用を増額しているものでございます。8 ページをご覧ください。保健衛生普及費では、保健補導員研究大会バス代の確定により使用料を増額するものでございます。9 ページをご覧ください。一般被保険者保険税還付金では、過年度還付金不足により償還金を 50 万円増額するものでございます。10 ページをご覧ください。歳入増額分を、予備費として増額いたしました。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 18 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 19 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 19 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,130 万円を

追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 19 億 5,313 万 6,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入では、平成 30 年度分の介護予防事業費等の清算に伴い、国庫補助金が 205 万 4,000 円の増額、7 ページの支払基金交付金が 131 万 6,000 円の増額、8 ページの県補助金が 119 万 9,000 円の増額でございます。9 ページの一般会計繰入金は、11 ページに記載いたしました介護事業所台帳管理システム改修のための町負担分で、8 万 7,000 円の増額でございます。10 ページの繰越金は、前年度繰越金の確定により 1,664 万 4,000 円増額するものでございます。次に、歳出でございますが、11 ページの一般管理費が、介護報酬改定に伴う介護事業所台帳管理システム改修業務委託料で、8 万 7,000 円の増額、12 ページの諸支出金は平成 30 年度分の介護給付費等の清算に伴い、過年度分として、国・県支払基金に 476 万 4,000 円返還するものでございます。13 ページは、予備費を 1,644 万 9,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

本案は議案調査のため、自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。

日程第 22、議案第 20 号、令和元年度塵芥車購入契約についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○まちづくり政策課長

議案第 20 号、令和元年度塵芥車購入契約について、提案理由を申し上げます。

当財産の取得契約につきましては、令和元年 6 月 21 日指名競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和元年度塵芥車購入、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 1,191 万円、契約の相手方は、長野県上伊那郡辰野町大字樋口 569 番地の 1、有限会社中谷自動車工業でございます。なお、指名競争入札の応札者は、5 社でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては、住民税務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○住民税務課長

令和元年度、購入契約の塵芥車の内容について説明を申し上げます。

平成 31 年 4 月から上伊那クリーンセンターが本格稼働いたしました。辰野町内の可燃ごみの全てを伊那市の同センターに搬入しています。辰野町では、現在 2 台の塵芥車、パッカー車と呼んでおりますけれども、2 台所有しており最大積載量が、4.6 トンと 2.6 トンの 2 台を、可燃物収集委託業者に貸し出しています。これまでのクリーンセンターたつのに比べ、伊那市にあります上伊那クリーンセンターへの搬入となりますと、走行距離が大幅に伸びました。また、ごみの分別の一部が変更になったことからこれまで不燃ごみ扱いだった一部のごみが、可燃ごみ扱いになるなど収集量も大幅に増えたため、新たな塵芥車の増車を計画いたしました。今回購入予定の塵芥車は、中型免許で運転が可能、最大積載量を得るために特殊車両を要望し、余裕を持った収集業務となることを見込んでおります。車両部分は、二人乗り、ショートキャブ、マニュアルシフト、特装シャーシといった車両を条件といたしました。パッカー内の可燃物収集タンクに搭載するオプションの回転盤式ランプは受注清算であるため、年度末の納品の予定となっております。容量は、現在運行中の大きなパッカー車と同じ 4.6 トンを予定いたしました。以上、概要を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1 番）

指名業者 8 社ということで、5 社が応札ですが、このほかに辰野町内でこの塵芥車購入の入札に参加できる、資格あるというふうに認めた業者がほかにありましたでしょうか。あったとすれば、何社あったかお答えいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。ただ今吉澤議員が、ご説明のとおり指名業者は 8 社でございました。そのうち 5 社が応札者でございます。8 社が町内における指名に的確な業者であるというふうにご選定をしたところでございます。以上です。

○瀬戸（3 番）

このパッカー車なんですけれども、去年の 7 月にも 1 台購入をしています。そのときの説明が、現在 3 台所有しているなか、昨年なんですけど、4 台で稼働するというところで購入したと思います。で、今の説明ですと、今 2 台あって 3 台目という話でした



が、ちょっとその点ちょっとよく分からないんですが、1台廃車にしたのかどうか。今、現有稼働しているその車が何台あり、予備としてね1台取ってあるというように前お聞きしたので、その点お聞きできればと思います。

○住民税務課長

議員が仰るとおり、4台のパッカー車が町内にございます。3台のパッカー車がありまして、今回購入するのが4台目となります。実は、パッカー車自体はもう古いものをだましまし使っていましたので、時々故障するというようなことで廃車にしました。ただ、ただ廃車にするのでは勿体ないので、廃車にしたものを収集業者、委託業者のほうにお渡しをしてございます。これ、本当に非常時の場合にそれを動かして収集をするという予定でございますので、現在、ルートを通して上伊那のクリーンセンターに持ち込んでいるのは、2台となっています。そこに、新たな1台を購入したいという計画で、これも先ほど話しましたように購入、入ってくる納車が来年の年度末になりますので、それまで2台で我慢をしてやり繰りをしているという状況でございます。以上です。

○議 長

はい、そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第20号、令和元年度塵芥車購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第21号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第21号、辰野町教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

本議案は、任期満了により新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、議会の同意をお願いするもの

であります。令和元年9月30日をもって村上陽子教育委員の任期が満了になることから、後任に萩原多恵子氏を任命したいとするものであります。萩原多恵子氏は、略歴のとおり医療・福祉関係分野で数々の業務に従事され、現在は非常勤で町の生活支援コーディネーターとして活躍されております。平成20年度より保護者委員の選任が法律で義務化されています。萩原多恵子氏は、保育園から小学校までの3人のお子さんを子育て中ということでもありまして、教育行政の子育て世代の意見の反映を期待するものであります。見識も高く教育委員として適任と考えます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案同意くださいますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号につきましては、会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

○向山(2番)

今まで人事案件は、殆ど委員会に付託せずに即決としてきました。今、委員会に付託をするという特別な経過や理由があるのであれば、お聞きしたいと思っております。

○議会運営委員長(山寺)

議案第21号を委員会付託とした理由について、説明申し上げます。辰野町の教育委員の中に、教育に関しての学識経験者が少ないように思える、このような状況で良いのか、また、年齢的にも同じ年代の方が多いように思います。委員会付託としたのは、議案の人物に対してのどうこうということではなく、今までの選考過程や今後の選考の考え方を一度聞いておきたいと考えたためであります。以上です。

○向山(2番)

町では様々な委員を現在委嘱しているわけです。責任は重いけれども報酬は低く、大変ご苦勞いただいている、人選についても町当局として、大変ご苦勞していることと思っております。一方、国政や県政においては、人事案件は時として政争の具とされてきています。そして、時には、個人のプライバシーがさらけ出されることもあったかと

思います。このような、国と県と町との違いも踏まえつつ、つまり、なかなか受けていただけることが難しい職務に対して、特に疑義がない限り町議会では、人事案件については、必要な質疑・討論を行ったうえで、委員会に付託せずに即決としてきていると理解しています。

今、委員長から説明ありましたけれども、今回このような前例に反して、突然委員会に付託するという事は、何かそのような、いわゆる身体検査のようなものをしなくてはならないという、議事運営委員会においてそのような判断がされたということなのか、改めてその点についてお伺いしたいと思います。

選出条件についてということで、学識経験者が少ないというようなご指摘がありました。それから、同じ年代の方が多いのではないかということもありましたが、先ほど提案説明の中にあつたように、保護者から委員を出さなければならないということで、ほかの市町村においても若い世代の教育委員が複数選出されています。それから、学識経験者については、これまで4年前の6月議会であつたかと思いますが、当時の岩田議員が教育委員の選任について、教育についての言わば素人が関わってチェックしていくというレイマンコントロールを維持していくべきだという観点から質問をして、それに対して宮澤教育長は、その考え方つまり学識経験者でなくてですね、素人の方がチェックをしていくべきであるという答弁をしています。今回の人事案は、町側はこれまでの考え方に基づいて提案しているわけで、つまり町側は特に変更していないのに、議事運営委員会として今までの経過を特に変更するという事について、再度説明をいただきたいというふうに思います。

○議会運営委員長（山寺）

はい。その選考過程についての今後の選考の考えの方を一度聞いてみたいということで、別に今回選考した方の可否についてということではありません。それで、学識経験者ってさっき言いましたけれど、全部の、全部というか今3人の方が今、若い方で入ってるわけですが、その方たちは保護者ということで入ってると思うんですが、そういう方が3人じゃなくてもいいんじゃないかっていう、そういう方は1人いてもいいと思いますが、中にその学識経験者一人ぐらいもいても良いんじゃないかという考えであります。

○向山（2番）

そのような議論がですね、今までの福祉教育常任委員会において行われてきたのか、

突如として議事運営委員会の中でそのような議論がされたということについて、私は非常に不可解な思いをします。議事運営委員会として今までのルールを変更するのであれば、事前に協議をして全員協議会で謀っておくべきではないかというふうに思います。それから、ただいま委員長からは保護者3名っていうような話ありましたが、保護者枠は今2名でそのうちの一人について変更するっていうふうに私は理解しております。いずれにしろですね、今のような議論は人事案件と切り離しをして議論すべきことではないかと思います。

で、したがって、委員長においてはですね、ぜひ議事運営委員会において見直すというふうなことを考えていただきたいというふうに思いますが、この福祉教育常任委員会に付託することについて見直す考えはないかお聞きしたいと思います。

○議会運営委員長（山寺）

はい。先日話し合ったとおりですので、この意見で進めたいと思います。

○議長

はい。向山議員のほうから、異議があり即決にすべきというご意見でしたので、起立によって採決いたしたい。

○小澤（11番）

今、両者っていうか私も議運の委員であったんですけど、これ今このような意見になっちゃったもんですから、暫時休憩ってことでもう一回議運のほうもって再度話し合うっていうことはどうでしょうか。

○向山（2番）

私の質問に対して明確な答弁がない中で、動議として扱っていただくって、まだ私動議を出してなかったわけですけども、委員会再付託という手続きがございます。今、小澤さんからも話が出ましたが、改めて私の訴えたいことはですね、今までのルールを変えることについて私はやぶさかではございませんが、議事運営委員会だけで決めて良いものなのかどうか。変えるとすれば、十分に協議をしていただいてそのうえで、全員協議会に報告していただく必要があるのではないかということでもあります。したがって、即決をするように委員会再付託の動議を提出いたします。

○議長

今、向山議員から、委員会への再付託という動議が出ましたけれども、セコンドの方おられますか。

○向山（2番）

セコンドっていう表現がないんで、賛同者っていうふうに言ってください。

○議長

え？

○向山（2番）

セコンドという表現がないんで。

○議長

賛同者おられますか。

（議場 1名）

○議長

はい。おられますので、暫時休憩の動議は成立しました。ここで、暫時休憩いたします。議運の部屋へお集まりください。議会運営委員会の委員は。

休憩開始 11時 58分

再開時間 12時 22分

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。山寺議会運営委員長。

○議会運営委員長（山寺）

ただいま、話し合いの結果の説明をいたします。向山議員ご指摘のとおり、今回の人事案件に関しては即決。そして、教育委員の選考に関しては、委員会で審議しました、協議会で話し合うということに決定いたしました。以上です。

○議長

それではですね、今人事案件はここで即決にしたいと思います。本人事案件、異議ある方ございませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

それでは、異議なしと認めます。

○議長

日程第24、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定、及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。

報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政指標等の報告について、報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、平成30年度財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。

表に示しています数値は、暫定値であります。確定は11月ですが、県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値となる見込みです。まず初めに、実質赤字比率でございます。一般会計等といわれている会計です。辰野町では、一般会計及び地域情報告知システム特別会計が対象となりますが、赤字が発生した場合その額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。標準財政規模は、左下にありますが、当町では57億372万4,000円です。標準財政規模につきましては、地方自治体が標準的な行政運営のときに、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフンの表示、該当なしとなっております。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の、標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、地方自治体の標準財政規模に対して一般会計等が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは、3箇年の平均ですが、8.9%となりまして、昨年度に比べ0.1ポイント上昇しております。増加の要因につきましては、平成19年度に借り入れた災害復旧事業債などの償還が終了し、元利償還金の額が減少したことで、単年度辺りの実質公債比率では、0.6%の減となっているものの、平成25年度から26年度に借り入れしました、防災行政無線デジタル化事業などの元利償還が平成28年度から始まったことにより、単年度実質公債費比率が増加したため、差し引きで3箇年平均では増加となっているものでございます。今後も将来を見据え、起債の有効活用を図っていきます。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計など他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は12.8%となりまして、昨年度に比べ2.5ポイント改善しています。減少要因につきましては、地方債の現在高

及び債務負担行為に基づく、将来の支出予定額の減少、公営企業における起債について新規借り入れを抑制した結果、繰り入れ見込み額の減少、土地開発公社の経営健全化による負債の負担見込み額が減少したことなどによる要因であります。次の行ですが、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は、各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村同じ数字です。この基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければなりません。次の行の財政再生基準は、この基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても、辰野町は、基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持しているといえます。

続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは、平成30年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告させていただきます。こちら、暫定値となっております。資金不足比率は、資金不足額が出た場合その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模は、簡単にいえば営業収益であります。一番左の欄及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と辰野病院事業会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額は2会計ともに剰余額でございます。上水道事業会計では4億7,188万6,000円、病院事業会計では1,349万円の剰余額となっておりますので、資金不足ではないため右から2列目の欄、資金不足比率はハイフン表示、該当なしとなっております。また、一番右の欄の経営健全化基準は、20%であります。次に、法非適用の企業会計でございますが、当町では、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計の4会計でございますが、いずれの会計も資金不足額・剰余額欄にありますような、剰余額でありまして資金不足額は出ておりませんので、資金不足比率はやはり同様の表示となっております。また、こちらの経営健全化基準も20%となっております。

以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度決算に基づいた数値でございます。以上、財政指標などの報告とさせていただきます。以上です。

○議長

ただ今、まちづくり政策課長から報告ございましたけれども、報告事項であります

ので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。次に、報告第2号、平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○教育長

はい、それではお願いします。報告2でございますけれど、平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。平成30年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と委員による、委員は2名でございますが、外部評価が完了いたしましたのでその結果を報告書として提出したものでございます。詳しくは、この後、こども課長に説明いたさせますので、お聞き取りください。

○こども課長

それでは、報告書の概要について説明いたします。

1ページをご覧ください。評価は、辰野町第五次総合計画後期基本計画の主要施策に挙げた事務事業を対象に行いました。外部評価委員として上辰野、増澤英徳氏、下辰野、長田八重子氏のお二人をお願いし、評価委員会を2回開催いたしました。2ページをご覧ください。対象としました事務事業評価の一覧表であります。42の事務事業を評価し、そのうち17項目については今後改善の余地があるとして、今後の方向性について見直しの上で継続としました。3ページをご覧ください。外部評価委員による評価結果の全般事項でございます。実績と成果について、全体的には子どもたちにとって良い環境ができ、良い育ちをしていると思われる。町内文化施設、スポーツ施設はそれぞれ安定した利用がある。各種関係団体との連携の下で、文化芸術活動でそれぞれ十分な成果を上げることができたと評価いただく一方で、事業内容の充実や工夫も認められるが、なお一層の努力をとご指導いただきました。課題と今後の方向性について、新学習指導要領への対応の中でも、郷土愛を大切にすることに重点的に取り組みを、文化活動・各種スポーツ大会等の開催にあたっては、町民や各種団体の参



加意欲や活性化を育む姿勢を大切に、学校における働き方改革により長時間労働の是正を、総合教育会議について町行政と教育委員会の連携により、少子化社会を見据えた教育制度改革の推進を、などの評価・ご助言をいただきました。4 ページ以降には、事務事業別に担当職員が説明しました実績と成果、課題、有効性・効率性・経済性でみた自己点検結果とそれに対する外部評価委員の評価を記載しておりますので、ご覧ください。以上です。

○議 長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に、報告第 3 号、専決処分の報告について、報告を求めます。

○総務課長

報告第 3 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分を行ったので、報告いたします。

1 件の財物事故でございます。令和元年 6 月 14 日に、パークホテルのバスがほたる童謡公園に観蜚客を送迎時に、公園駐車場で車の方向転換をする際に後方停車車両のフロントバンパーに接触したものです。示談が成立し、賠償金額 15 万 9,894 円を支払いました。専決日は、令和元年 7 月 12 日です。なお、これらの補償につきましては、全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議 長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 25、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

(事務局長文書表朗読)

○議 長

以上、請願・陳情、4件については、各常任委員会に付託することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

#### 1 1. 散会の時期

9月2日 午前 12時 40分 散会